

保険業法の一部を改正する法律の施行に伴う保険業法施行令の一部を改正する政令（案）及び保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）について

保険業法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 39 号）の施行に伴い、保険業法施行令（平成 7 年政令第 425 号）及び保険業法施行規則（平成 8 年大蔵省令第 5 号）について所要の整備を行う。

保険業法施行令の一部を改正する政令

1 生保のセーフティネット関係

(1) 政府の補助の要件

政府の補助が可能である資金援助等の対象として、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに業務停止命令若しくは合併の協議その他必要な措置を命じられたもの又は更生手続開始の申立て等が行われたもの（以下「特別会員」という。）を定める。（施行令附則第 8 条の 2 関係）

政府の補助の対象となる資金援助等に要する費用の下限は、1,000 億円とする。（施行令附則第 8 条の 3 関係）

(2) 国庫への納付

特別会員に係る特定業務により生じた利益金の金額として、資産の買取りにより生命保険契約者保護機構が取得した資産につき生じた利益の額等とすることとする。（施行令附則第 9 条関係）

生命保険契約者保護機構は、上記(2) の利益金が生じた場合には、翌事業年度の 7 月 31 日までに国庫へ納付することとするほか、納付金額の計算書の添付書類等を定めることとする。（施行令附則第 10 条関係）

2 委員会等設置相互会社関係

委員会等設置相互会社における取締役会の招集の請求に係る電磁的方法の規定の準用、委員会等設置相互会社について準用する商法等の規定の技術的読替え等を行う。（施行令第 5 条の 4 の 2 ～ 第 5 条の 4 の 6、第 5 条の 6、第 5 条の 7、第 7 条、第 12 条の 2、第 12 条の 3、第 17 条の 2 及び第 18 条の 3 関係）

3 その他

金融庁長官に委任された権限のうち財務局長等に委任する権限について定める等、所要の規定の整備を行う。

4 施行期日

この政令は、保険業法の一部を改正する法律の施行の日（平成 15 年 6 月 8

日(予定))から施行する。ただし、財務局長等に委任する権限に関する規定については、平成15年9月1日から施行する。

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令

1 委員会等設置相互会社等関係

委員会等設置相互会社等の規定が設けられたことに伴い、貸借対照表等の作成等に係る電磁的記録の規定の準用等について委員会等設置相互会社等の場合の規定を追加するとともに、委員会等設置相互会社の監査等に係る規定を追加する。(規則第6条、第14条の2、第19条の3～第19条の5、第19条の7、第19条の9、第23の3から第23の13まで、第32条の2、第41条、第59条の2、第67条、第85条、第195条、第209条及び第246条関係)

2 業務の代理又は事務の代行関係

保険会社の付随業務について他の金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行を行うことができることとされたことに伴い、保険会社が行うことができる業務の代理又は事務の代行として、他の保険会社(外国保険業者を含む。)その他金融業を行う者の資金の貸付けの代理又は資金の貸付けに係る事務の代行、投資顧問業者の投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に関する書面又は報告書の授受の事務の代行を追加する。(規則第51条、第51条の2、第141条及び第141条の2関係)

3 保険会社の資産別運用比率規制関係(規制改革関連)

保険会社の資産別運用比率規制について、外貨建保険契約との対応が明確になっている当該外貨建の資産については為替リスクが生じないことから、外貨建資産運用制限(30%)の対象から除外するとともに、当該外貨建資産のうち株式については国内株式運用制限(30%)の対象に含めることとする。(規則第48条及び第140条関係)

4 生命保険募集人及び損害保険代理店の登録関係

生命保険募集人及び損害保険代理店の登録事項について「住所」が「生年月日」に変更されたことに伴い、生命保険募集人及び損害保険代理店の原簿の記載事項について「住所」を「生年月日」に変更する等、所要の改正を行う。(規則第216条、別紙様式第16号及び別紙様式第25号関係)

5 その他

生命保険募集人及び損害保険代理店の登録事項の変更に伴う経過措置を設

ける等、所要の規定の整備を行う。

6 施行期日

この府令は、保険業法の一部を改正する法律の施行の日（平成 15 年 6 月 8 日（予定））から施行する。ただし、生命保険募集人及び損害保険代理店の登録関係の規定については、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。